【Before】親権行使に関する教育機関と周囲の機関の現状

学校における別居・離婚後の父母対応の実態及び共同親権制度への移行に伴う要望調査を受けた要望　概念図

教育機関における法的理解の欠如（勘違い）と、共通ルール・連携先の不存在が、親子分断という児童虐待・精神的DVを誘発している。

DV・児童虐待に関する法的理解の欠如

例）DV支援措置は申告のみで行われるものであり、DVの事実証明とならない。虚偽DVの悪用が指摘されている。

児童虐待と夫婦げんかを混同

例）別居親・非親権者であったとしても、学校が親を排除出来る理由は無い

親権制度の法的理解の欠如

親権制度に則った共通ルールの不存在

例）教育機関に対しての、ガイドラインのようなものは存在しない。

学校

学校まかせの実務

児童虐待
夫婦げんか

子どもの連れ去り親子断絶

父母の親権行使にあたっての意見相違

家庭裁判所が親子断絶を後押し

連れ去り親子断絶の連携先が不存在
x SC、警察、児相

意見対立に対応する連携先が不存在

家庭裁判所に意見調整機能が無い

同居親優先の運用により親子断絶を学校が推進

学校・行政の対応がフリーズ

【After】親権行使に関する教育機関と周囲の機関の未来の姿

学校における別居・離婚後の父母対応の実態及び共同親権制度への移行に伴う要望調査を受けた要望　概念図

教育機関は、父母を対等に扱い、ルールに基づき運用。必要に応じて連携先と連携する。
行政機関（こども家庭庁）は父母の意見調整支援と、親子関係の維持支援を行う。
家庭裁判所は行政機関と連携を図り、親子関係の維持支援を行う。

教育機関向け
親権行使に関する
ガイドラインを整備

- 親権制度の法的説明
- 親権制度に則った共通ルール
- DV・児童虐待に関する法的説明

学校
ガイドラインに基づく運用

原則
婚姻・同居・親権状態に寄らず父母対等

ルールに基づく細やかな運用
↓
事案によって連携先と連携

- 夫婦げんか
- 父母の親権行使にあたっての意見相違 → 父母間の意見相違の解決機関（メディエーション）
- 子どもの連れ去り → 警察
- 親子断絶 → 親子関係の維持支援機関
- 児童虐待 → 親子関係の維持支援機関

新家庭裁判所

フランス・ドイツは、メディエーターに加え行政機関でも意見対立の解決を支援。

警察は急迫な事情が無い限り子どもの連れ去りを、刑事事件として取り扱う。

親子関係を維持することをミッションとした機関が必要。
フランスでは、親子関係の維持支援機関が全国に存在。またエデュケーターによる親子サポートもある。

家庭裁判所は支援機関と積極的に連携を行い、親子関係維持支援を行う。